

# 島根県剣道連盟『審査の手引き』

H23.3.31

本「手引き」は、(財)全日本剣道連盟称号・段位審査規則、同細則、付 称号・段位審査実施要綱、剣道講習会資料(H16.4)、幼少年剣道指導要領(第11期改訂版)、島根県剣道連盟称号・段・級位審査規定、同細則(H19.6.24改定)に基づいて作成したものである。

## 審査方法及び基準

区分 段・級位	学年・資格等	所管等	基準級	比較的技能 の良い者	実 技			剣 道 形		学科
					切り返し	基本打ち	稽古	太刀	小太刀	
小 学	1年生	地区剣連	7級	6級	○	○				
	2年生	地区剣連	6級	5級	○	○				
	3年生	地区剣連	5級	4級	○	○				
	4年生	地区剣連	4級	3級	○	○	○			
	5年生	地区剣連	3級	2級	○	○	○			
	6年生	地区剣連	2級	1級	○	○	○			
中 学		地区剣連	2級	1級	○	○	○			
初 段	1級受有者で、 <b>満13歳</b> 以上の者	地区剣連		<b>初段</b>	○		○	3本		○
二 段	初段受有後1年以上修業した者	地区剣連			○		○	5本		○
三 段	二段受有後2年以上修業した者	・高校生は 県統一審査 ・地区剣連			○		○	7本		○
四 段	三段受有後3年以上修業した者	県統一審査					○	7本	3本	○
五 段	四段受有後4年以上修業した者						○	7本	3本	○

### 【確認事項】

- ①級位を有しない者は、上記基準の1級下の級位から受審するものとする。  
ただし、中学3年生以上の者は、1級から受審できる。
- ②飛び級の受審は認めない。
- ③1級と初段の同時審査は実施しない。
- ④審査は、受審者の申込み級についてのみ審査するものとする。
- ⑤実技審査の組合せは、当該段位相当の実力があるか否かを精査するため、受審者の実情や段・級位に応じて、『男女別』『男女混合』『年齢順』『学年順』などを考慮する。【全剣連第509号 H17.9.12】  
ただし、**三段以下の審査は安全への配慮、体力差を考慮し男女別の審査が望ましい。四・五段審査は六段への前段階として男女合同審査で行うべきである。【全剣連第142号H20.12.5】**
- ⑥審査会は、受審者に対する救急看護体制を整えて実施する。また、所管連盟で看護師配置や傷害保険加入、スポ少保険加入等があるので実情に合わせて対処すること。(審査前の指導)  
さらに、事故に対する対処法を明確にし、県剣連へ報告の上実施する。(県剣連理事会H19.6.24)
- ⑦審査員は、当該年度本県審査員名簿の中から、級位は錬士六段以上(3名)、初段から三段までは錬士六段以上(5名)、四・五段は教士七段以上(6名)の資格を持つ者をその都度、会長が任命する。  
【全剣連、県会則第36,38条】
- ⑧審査の合否は、合否の票の集計結果に基づくものとする。【全剣連審査規則第18条】  
ただし、級位は2名以上の合意をもって合格とする。
- ⑨段位の審査は、①実技審査 ②実技審査の合格発表 ③日本剣道形審査 ④形審査の合格発表  
⑤学科審査 ⑥学科審査の合格発表の順とし、合格者の番号を発表する。
- ⑩日本剣道形は、初段…1, 2, 3本目、二段…1, 2, 3, 4, 5本目、三段…7本(いずれも太刀の形)、  
四・五段…太刀の形7本と小太刀の形3本とする。
- ⑪形審査は、3組ないし5組を目安に実施する。【全剣連第288号H18.6.15】
- ⑫学科審査は、全剣連『剣道学科審査の問題例と回答例(初段～五段)』を活用し、審査内容の充実を図る。なお、学科問題は事前に受審者に周知すること。【全剣連第288号H18.6.15】
- ⑬初段以上の審査において形又は学科審査の不合格者は、その科目を『再受審』することができる。  
『再受審』の受審期間は、その審査の日から1年以内で回数は1回限りとする。【全剣連】
- ⑭審査場は、中心(×印)と開始線を表示して実施する。開始線の位置は「触刃の間」とする。

※ 平成19年度より、錬士・教士の称号予備審査を年2回実施する。  
(全剣連称号・段位審査規則第9条、同実施要領)【H18.3理事会承認】

※ **平成23年度3月31日、全剣連通知142号審査規則の改正により、一部変更した。**  
(全剣連称号・段位審査規則第16条)【H18.3理事会承認】

# 島根県剣道連盟 段・級位審査の内容と着眼点

H23.3.31

受段・審級	受審資格および付与基準	実施内容	着眼点
<b>「剣道の理念」</b>		<b>「剣道修練の心構え」</b>	
八級	剣道着、袴、剣道具を装着して稽古可能な者で、八級受審を申告した者	2組以下の集団審査可 (基本技稽古法は集団審査)	<p>ゆっくり、大きな動作で正しくできる。</p> <p>① 3級…基本技1～4 ② 切り返し1回 ③ 基本打突 (2段の連続技) ・正面打ち ・小手-面打ち ・小手-胴打ち (各2本ずつ)</p> <p>④ 稽古(40秒2人)</p> <p>◎基本技稽古法 指導上の留意事項 (1)構え(2)目付け(3)間合(4)打突(5)足さばき(6)掛け声(7)残心 主として、掛り手の基本の定着を重視。</p> <p>◎礼法(立会前後の作法)</p> <p>① 剣道着、袴、剣道具の正しい着装 ② 立礼(提刀、帯刀を含む)、蹲踞</p> <p>◎基本動作</p> <p>① 掛け声(充実した元気な発声) ② 竹刀の持ち方(握り方)と中段の構えおよび構え方と納め方 ③ 足さばき(送り足を中心に) ④ 間合(一足一刀の間合、遠間、近間) ⑤ 基本に忠実な打ち方と打たせ方 ⑥ 切り返し ・正面→連続左右面(前進4本、後退5本)→正面とし、2回繰り返す。 ・体当りは行わなくても良い。</p>
七級	剣道の基本を修得中で、八級を超える技倆を持ち、七級受審を申告した者	<p>大きく、正しい動作で徐々に速くできる。</p> <p>① 2級…基本技1～6 1級…基本技1～9 ② 切り返し ③ 基本打突 (打ち込み2回) 面→小手-面→小手-胴→面体当り引き面→面体当り引き胴→面 ④ 稽古(1分2人)</p>	
六級	剣道の基本を修得中で、七級を超える技倆を持ち、六級受審を申告した者		
五級	剣道の基本を修得中で、六級を超える技倆を持ち、五級受審を申告した者		
四級	剣道の基本を修得中で、五級を超える技倆を持ち、四級受審を申告した者		
三級	剣道の基本を修得見込みであり、三級受審を申告した者		
二級	剣道の基本を修得見込みであり、二級受審を申告した者		
一級	剣道の基本を修得見込みであり、一級受審を申告し二級以下の級を保持している者 (中学3年以上は1級より受審可)		
初段	・一級受有者で満13歳以上の者 ・剣道の基本を修習し、技倆良なる者		① 実技 ・切り返し ・稽古(1分2人) ・実技合格者発表
二段	・初段受有後1年以上修業した者 ・剣道の基本を修得し、技倆良好なる者	実技合格者 ② 日本剣道形 ・形合格者発表	
三段	・二段受有後2年以上修業した者 ・剣道の基本を修練し、技倆優なる者	1組ずつの審査とする 形合格者 ③ 学科 ・学科合格者発表	
四段	・三段受有後3年以上修業した者 ・剣道の基本と応用を修熟し、技倆優良なる者	① 実技 ・稽古 (1分30秒2人) ・実技合格者発表  実後合格者 ② 日本剣道形 ・形合格者発表	
五段	・四段受有後4年以上修業した者 ・剣道の基本と応用に錬熟し、技倆秀なる者	形合格者 ③ 学科 ・学科合格者発表	
			<p>◎基本技稽古法: 指導上の留意事項(1)～(7)</p> <p>1. 剣道着、袴、剣道具の正しい着装 2. 基本的な礼法と構え(姿勢・態度) 3. 掛け声(充実した元気な発声) 4. 足さばき、間合、残心 5. 基本に忠実な、正しい打ち方と打たせ方 6. 切り返し 正面→体当り→連続左右面(前進4本、後退5本)→正面とし、2回繰り返す。 7. 互格稽古での対人技能</p> <p><b>其々の段位に相応しい技倆</b> 【学習者の立場】 重点事項(全剣連剣道指導要綱 初級者) ☆体当り・鏝ぜり合い ☆仕掛けていく技(一本打ちの技、払い技、二・三段の技、出ばな技、引き技)</p> <p>1. 正しい着装と礼法 2. 適正な姿勢 3. 基本に即した打突(有効打突) 4. 充実した氣勢 5. 互格稽古(間合、打突の好機、仕掛け技)</p> <p>初段～三段の留意点に下記項目を加えたもの</p> <p><b>其々の段位にふさわしい技倆</b> 【自ら進んで求める立場・指導者】 重点事項(全剣連剣道指導要綱 中級者) ☆攻め・崩し ☆仕掛けていく技(一本打ちの技) ☆応じていく技 (すり上げ、返し、抜き、打ち落とし)</p> <p>1. 応用技の錬熟度 2. 鍛錬度 3. 勝負の歩合</p>